

個人市・道民税の申告受付

表1のとおり対象町ごとに
来場日を指定しています。

発熱等体調に不安がある方
は、来場をお控えください。

また、指定日に来場できな
い方は、税務室市民税担当に
お問合せください。なお、申
告会場へのお問合せはご遠慮
ください。

郵送での申告にご協力 ください

今年度から、郵送での申告

表1 個人市・道民税申告会場一覧（3月分）

地域	月日	申告会場	対象町名	
			9時30分～11時45分	13時～15時30分
本庁・湯川支所・亀田支所・銭亀沢支所管内	3/1(月)	銭亀沢支所 (2階会議室)	銭亀	
	3/2(火)		新湊、白石	豊原、石崎、鶴野
	3/3(水)	亀田交流プラザ (1階講堂)	石川、西桔梗	
	3/4(木)		中道1、中道2	桔梗、桔梗1、桔梗2、 桔梗3
	3/5(金)		美原3、昭和1	美原1、美原2、桔梗4
	3/8(月)		美原5、赤川1	鍛冶1、美原4
	3/9(火)		神山1、神山2、神山3	昭和2、昭和3、昭和4、 鍛冶2
	3/10(水)		東山2、桔梗5	本通2、本通3、本通4、 東山1
	3/11(木)		宮前、宇賀浦、的場	東山3、北美原1、 北美原2、北美原3
	3/12(金)		市役所本庁舎 (8階大会議室)	時任、本、梁川、柳
	3/15(月)		五稜郭、松陰	高盛、昭和、亀田港
		杉並、乃木、川原		

を受け付けています。申告書
は、市のHPからダウンロード
できるほか、前年度に申告
された方に送付してありますの
で、郵送での申告にご協力く
ださい。

申告時に必要なもの

- (1) 印鑑
- (2) 源泉徴収票、営業・不動産
収入のある方は収支内訳書
- (3) 令和2年中に支払った国民
健康保険料、後期高齢者医

療保険料、国民年金保険料、
介護保険料の支払額わか
るもの・領収書

- (4) 生命保険料、個人年金保険
料、地震保険料、平成18年
末までに締結した長期損害
保険料の控除証明書
- (5) 障害者手帳または市が発行
する障害者控除対象者認定書
- (6) 医療費控除を受ける方は、
医療費の領収書と明細書

- ※ 明細書は事前に作成して
ください。
- ※ 医療保険者から交付を受
けた医療費通知を添付する
と明細の記入は不要です。
- (7) 本人確認書類

マイナンバーの記載にあた
り、次の①～②のうちいず
れかの方法で申告者の本人
確認をします。なお、扶養
親族や事業専従者について
は、本人確認は不要ですが、
マイナンバーの記載が必要
となります。

- ① 個人番号カード
- ② 通知カードもしくは個人
番号が記載された住民票の
写しと運転免許証、公的医
療保険の被保険者証、年金
手帳等のいずれか一つ

個人市・道民税の申告期限の 延長について

新型コロナウイルス感染症
の拡大防止のため、発熱等で
指定日に来場できない場合等
について、申告期限を4月15
日(木)まで延長します。

受付は、市役所2階税務室
11番窓口および東部4支所市
民福祉課のみとなります。

窓口での混雑が予想されま
すので、可能な範囲で指定日
の来場をお願いします。

なお、3月16日以後にこの
申告および所得税の確定申告
をされた方は、5～6月発送
の個人市・道民税の通知に反
映されない場合があります。

※ 3月16日以後は、市の窓
口で所得税の確定申告を受
け付けることはできません
ので、確定申告については、
税務署にご相談ください。

お問合せ 税務室市民税担当
☎ 21・3211

※ 東部4支所管内の方は、
各支所の市民福祉課へ。

HP 函館税務署からの お知らせ

申告書は自分で作成して、
早めの提出を

令和2年分の所得税および

復興特別所得税、消費税およ
び地方消費税(個人事業者)、
贈与税の確定申告書の提出期
限は4月15日(木)まで延長され
ました。

期限間近になると、税務署
は大変混雑しますので、国税
庁のHP「確定申告書等作成
コーナー」をご利用のうえ確
定申告書を作成し、お早めに
提出してください。

また、新型コロナウイルス
感染拡大防止のため、ご自宅
から申告できる
電子申告(e-
Tax)をご利用
ください。

お問合せ 函館税務署(中島
町37番1号) ☎ 31・3171



納税には便利な口座振替・ 自動払込をご利用ください

納税通知書、預金通帳、届
出印をお持ちのうえ、口座を
お持ちの金融機関または市役
所・各支所の窓口へお申込み
ください。

ゆうちょ銀行・郵便局の
「自動払込」については、ゆ
うちよ銀行・郵便局に備え付
けの用紙がありますので、直
接お申込みください。

お問合せ 税務室納税担当
☎ 21・3234